

米穀の出荷及び販売の届出に関するQ & A

2024年9月13日

※ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律については「法」、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則については「規則」としています。

Q 1 出荷又は販売する米穀の量が年間20精米トン未満の事業者であっても、事業開始の届出を行えますか。

A 1 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする場合は、取扱数量にかかわらず「米穀の出荷又は販売の事業の開始届出書（別記様式10号）」（以下、「開始届出書」という。）により届出することができます。

Q 2 開始届出書にある「届出時点での年間の出荷又は販売予定数量」の年間とは、いつからいつまでを指すのですか。

A 2 事業開始予定月の属する年度（4月1日から翌年3月31日）の1年間を指します。

Q 3 出荷又は販売の届出は年間20精米トン以上となっていますが、玄米の場合は精米換算すればいいのですか。

A 3 玄米の場合は、「玄米量×0.91」で精米換算してください。

Q 4 「米穀の出荷又は販売の事業を行う者」の考え方として、無償譲渡の米は事業数量にカウントされますか。

A 4 法第47条1項の届出義務が発生する事業規模（年間20精米トン）に無償譲渡は含みません。

Q 5 事業開始の届出が必要かどうかは自己の判断でいいですか。

A 5 出荷又は販売する米穀の数量が年間20精米トン以上となる見込みがある場合は届出が必要ですが、20精米トンに満たない場合の届出は自己の判断で構いません。

ただし、行政が無届事業者に関し「年間取扱数量20精米トン以上であって、開始届出書を提出していない」との情報を入手した場合は、巡回点検により事実確認の上、「開始届出書」の提出指導、当該事業者に対する立入検査（法第52条）を行い、場合によっては、50万円以下の罰金（法第58条）が科せられる場合があります。

Q 6 開始届出書の「主たる事務所」とは何ですか。

A 6 お米が不足するなどの緊急時に政府からの命令を受けることが可能であり、かつ、当該事業者全体（直営店、フランチャイズを含む）の米の取扱量を帳簿上で把握できる事務所と考えており、基本的には、本社業務を行う事務所を想定しています。

なお、帳簿の整理を支社等で行う場合は、それぞれの支社等ごとの届出となります。

（例：仕入を都道府県単位の支社等で行っており、帳簿も当該支社等で整理されている場合）

Q 7 届出事業者に対して、届出事業者となった旨の通知はされますか。

A 7 開始届出書を受理した旨の通知は行いません。

ただし、届出事業者自らが届出されていることを確認したい場合は、地方農政局等へお問合せください。

また、書面により確認したい場合は、任意様式による「届出確認依頼書」を地方農政局に提出してください。

**Q 8 農業高校等教育機関で生産された米を、届出事業者を仲介することなく、年間20精米トン以上の出荷又は販売を行う場合、開始の届出は必要ですか。
また、届出が必要な場合の届出者欄はどのように記載すればいいですか。**

A 8 年間20精米トン以上（自ら生産した米穀であって、法第47条第1項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売する数量は含まない。）の米穀を出荷又は販売する者は届出の義務が生じます。

この場合は、届出者欄の「商号、名称」欄に「学校名」を、「氏名」欄に「校長名」をそれぞれ記載することとなります。

Q 9 地方自治体や任意の団体が、生産者から米を仕入れてイベント等において販売する場合でも届出は必要ですか。

A 9 年間の販売数量が20精米トン以上となるのであれば届出が必要となります。ただし、継続反復して販売しないのであれば届出は任意となります。

Q 10 各構成員の販売数量が20精米トン未満である法人格を有しない団体が、年間20精米トン以上の米穀の出荷又は販売を行う場合、届出は必要ですか。

A 10 構成員それぞれの販売数量に関わらず、法人格を有しない団体として年間20精米トン以上の出荷又は販売を行う場合は、当該団体名による届出が必要です（主たる構成員の氏名及び住所を記した書類を添付）。

Q11 変更届出書の記入例で、変更事項の例「商号・名称・・・など」の「など」とは具体的に何を指すのですか。また、年間の出荷又は販売予定数量に大幅な増減がある場合は変更届が必要ですか。

A11 「など」には、開始届出書に記載されている郵便番号、電話番号も含まれます。
また、開始届出書に記載する販売予定数量は、「届出時点での年間の出荷又は販売予定数量」となっていることから、届出後の販売数量の増減は変更事項に該当しません。

Q12 法第48条の帳簿の備え付けについて、種類別の数量管理のみとありますが、種類とは具体的に何ですか。

A12 種類とは、うるち・もち、玄米・精米を指します。

Q13 届出書に押印は必要ですか。

A13 届出書への押印は必要ありません（メール・FAX・郵送可）。